

1. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

第1章 研究課題と構成

- 第1節 研究課題
- 第2節 本論文の構成

第2章 会計方法をめぐる二元的アプローチと一元的アプローチの相克

- 第1節 はじめに
- 第2節 パーチェス法と持分プーリング法を併存させるアプローチ
- 第3節 一元的パーチェス法の採用論拠
- 第4節 一元的パーチェス法実現のプロセス
- 第5節 わが国の企業結合の会計処理
- 参考資料

第3章 のれんの会計処理

- 第1節 はじめに
- 第2節 のれん概念
- 第3節 高瀬学説にみるのれん会計の理念型
- 第4節 SFAS142号以前の支配的会計処理の理論的根拠
- 第5節 FASBによる非償却減損テスト法採用が残した課題
- 参考資料
- 第3章〈補論〉負ののれんの会計処理

第4章 企業結合をめぐる会計政策

- 第1節 はじめに
- 第2節 持分プーリング法に対する強い選好
- 第3節 効率的市場仮説の含意と契約の視点によるインセンティブの解明
- 第4節 企業結合の会計政策を解明する新たな視点
- 第5節 わが国の合併をめぐる会計処理の実態
- 第6節 わが国の買収をめぐる会計処理の実態

第5章 合併会計情報に対する証券市場の評価

- 第1節 はじめに
- 第2節 わが国における合併取引の会計処理の問題
- 第3節 リサーチ・デザイン
- 第4節 検証結果
- 第5節 実証結果の解釈と残された課題

第6章 のれんの会計処理に対する証券市場の評価

- 第1節 はじめに
- 第2節 のれんをめぐる実証課題
- 第3節 リサーチ・デザイン
- 第4節 検証結果と分析
- 第5節 検証結果の解釈と残された課題
- 第6章〈補論〉貸方に発生した連結調整勘定に対する証券市場の評価

第7章 結論と課題

- 第1節 はじめに
- 第2節 分析結果の概要
- 第3節 分析結果の含意
- 第4節 今後の研究課題

2. 研究課題と構成(第1章)

近年、企業結合会計をめぐり、財務諸表利用者にとっての有用性向上を標榜した会計方法の統一化が世界的な潮流となりつつある。これまで企業結合会計では、取引を大きく取得と持分の結合とに二分し、前者に対してパーチェス法、後者に対して持分プーリング法を適用するという二元的アプローチが主流であった。と

ところが、1998年にGroup of 4 plus 1(G4+1)が『企業結合の会計処理方法を1つに収斂させるための勧告』(G4+1勧告)を公表して以来、状況が一変した。2001年6月には、アメリカの財務会計基準審議会(FASB)が、すべての企業結合に対するパーチェス法の一元的適用を指示する財務会計基準第141号『企業結合』(SFAS141号)を公表した。また、国際会計基準審議会(IASB)もSFAS141号と同様の改訂を行うという暫定的結論に達している。このところ急速に進展している会計基準の国際的統合化と相俟って、パーチェス法の一元的適用は世界的な動きへ発展していくものと予想される。

他方、わが国では、これまで企業結合会計を包括的に扱った基準は設けられておらず、法的形式が異なる合併と買収とが別々に扱われてきた。買収は連結財務諸表原則(連結原則)にしたがって事実上パーチェス法によって処理される一方、合併は商法の規定にしたがう範囲で幅広い会計処理が行われてきた。しかし、昨今の国内外での企業の結合取引の急激な増加により、わが国においても、早急に企業結合という重要な企業活動の経済的実質を利害関係者に適切に会計報告するための基準整備が必要とされている。既に企業会計審議会が企業結合会計を包括的に扱う基準を策定する試みが始まっている。そこでは、財務諸表の利用者に有用な情報を提供できるよう、わが国の企業結合をめぐる会計報告の現状を適確に把握すると同時に、パーチェス法の一元的適用という国際的な動向にどのように対処するか決断を迫られている。

上述の状況を受け、本論文は次の2つを課題とする。1つは、会計方法の統一化に向けた世界的な動向の根底にある、基準設定者の論理を明らかにすることである。長らく取引の経済的実質によって会計方法を使い分けるといふ、二元的アプローチが採用されてきたにもかかわらず、なぜパーチェス法への一元化が進められようとしているのか。のれんの会計処理方法の変更を伴う一元的アプローチの実現が、基準設定者が標榜するように利用者にとっての有用性の向上をもたらしているのか。こうした点をG4+1やFASBにおける議論を基に理論的に検討する。

いま1つは、企業結合の会計処理の問題点や有用性を財務諸表の主たる利用者である投資家の視点から実証的に検証することである。既にわが国では、理論的あるいは規範的な視点に立つ研究には相当の蓄積があり、さまざまな問題が指摘されている。その一方で、そうした問題が実際に財務諸表利用者にとってどのような影響を及ぼしているのかを明らかにする実証的な研究は、きわめて限定的な範囲でしか行われてこなかった。このため、利用者の意思決定に有用な情報を提供する基準整備を進めるために不可欠な実証的証拠が不十分な状況にある。現行の制度下でどのような問題が生じているのか。実際にパーチェス法への一元化は、利用者から求められているといえるのか。こうした点をわが国の証券市場を対象として実証的に検証する。

本論文は大きく分けて2つの部分から構成されている。第3章までの前半部で上述の第1の課題、すなわち企業結合をめぐる会計方法の統一化の動きについて理論的な考察を行う。第4章以降の後半部で第2の課題、すなわち現行の制度下における会計処理が投資家からどのように評価されているかを実証的に検討する。そして最後にこれらの分析結果を総合的に解釈し、のれんの処理方法の変更を伴う企業結合の会計方法の統一化が、はたして利用者にとっての有用性向上につながるのかという点を明らかにする。

3. 会計方法をめぐる二元的アプローチと一元的アプローチの相克(第2章)

議論の出発点となる第2章では、企業結合の会計方法の統一化という世界的な動きと、わが国の企業結合会計をめぐる現状と課題を検討している。

企業結合会計では、これまで国際会計基準第22号『企業結合』(IAS22号)およびAPB意見書第16号『企業結合』(APB16号)に代表される二元的アプローチが支配的であった。二元的アプローチの意義は、取得と持分の結合という2つの異なる取引に別々の会計処理を行うことで、取引の経済的実質を反映し表現の忠実性を確保する点にある。しかしながら、二元的アプローチは2つの会計方法を使い分けるといふための取引の識別という大きな問題を内包していた。パーチェス法と持分プーリング法では、通常、後者によって算定される利益額の方がはるかに大きくなるため、経営者の立場では持分プーリング法を恣意的に選択しようとする誘因が働きがちになるからである。特にAPB16号では、一定の要件さえ満たせば持分プーリング法が採用できたため、あたかも2つの会計方法が代替的方法であるかのような状態に陥り、持分プーリング法の濫用が続いたのである。

こうした状況を受けて、1998年に企業結合の会計方法をパーチェス法に一元化することを勧告するG4+1勧告が公表された。G4+1勧告に続いてFASBは、2001年6月に持分プーリング法を排除し、すべての企業結合をパーチェス法で会計処理することを求めるSFAS141号を公表した。G4+1勧告およびSFAS141号では、単一の方法で会計処理すれば財務諸表の比較可能性が高まり、利用者にとっての有用性が向上するという理由で、すべての企業結合にパーチェス法を適用することが主張されている。

しかしながら、会計方法の統一化は、基準設定者が標榜する財務諸表の利用者にとっての有用性の向上とは必ずしも整合しない可能性がある。パーチェス法への一元化によって取引を擬制しなければならぬケースが生じることに加え、より望ましい会計数値が得られるよう恣意的に取得企業が選択される可能性もあるからである。さらにパーチェス法への一元化実現の過程で、のれんの会計処理が償却処理法から非償却減損テスト法へと変更された。このため、事実上、持分プーリング法が温存されたのと同じ結果となり、実際には利用者よりも財務諸表の作成者側の論理が色濃く反映されているといえることができる。

たしかに、持分プーリング法の濫用というこれまでの歴史的経緯を考えれば、会計方法の統一化も有効な問題解決策の1つである。会計方法を一元化すれば、二元的アプローチの下で生じる識別規準等の調整は必要なくなるため、基準設定者にとってもコスト効率的であるといえることができる。ただし、それが利用者にとっての有用性向上につながるかは疑問である。

他方、わが国ではむしろ企業結合の各取引の経済的実質を反映する方向へ向かっていることが確認された。わが国では、これまで法的形式を重視して合併と買収とを分け、買収は連結原則にしたがって処理されてきた。そして、詳細な会計原則が設けられていない合併は、合併本質観によって会計処理が論じられてきたものの、実務上は商法に反しない範囲で裁量的に処理されていた。このため、経済的実質が同一の処理であっても法的形式が異なる場合には処理が相違するという問題が生じていた。

特に合併は企業会計原則、商法ともに詳細な処理を指示していないため、資産・負債の評価、合併差益の

処理、資本金の組み入れ基準の組合せだけで、少なくとも6通りの処理が可能な状態にあり、事実上、合併に関する会計基準は存在しないとさえいわれている。また買収で問題となる支配獲得時の資本連結の手続きは、まず子会社から引き継ぐ資産・負債を時価評価した後、親会社の投資と子会社の資本との相殺消去が行われる。この相殺消去にあたって差額が生じる場合、当該差額は連結調整勘定として貸借対照表に計上され、原則としてその計上後20年以内に定額法等によって償却される。この処理は、国際的な動向を勘案した結果であったが、パーチェス法への一元化とともにのれんの非償却法が世界的な潮流となりつつあるため、一転して国際的な動向とは異質の処理になりつつある。

わが国でも企業集団の再編取引として企業結合が増加し、その会計情報も注目を集めるなか、企業結合会計を包括的に扱う基準策定の試みが始まっている。そこでは、企業結合の経済的実質に合わせた二元的アプローチを求める姿勢が強く窺われる。このため、世界的な一元化の動きといかに調整を図るかが、わが国の直面する大きな課題となっている。パーチェス法への一元化は、理論的な整合性を度外視し、持分プーリング法の濫用という歴史的経緯を重視して進められているだけに、この難問に挑むためには単に「理論的に正しい」という論拠だけでは不十分である。そうした意見を利用者にとっての有用性の見地から実証的に検証することが不可欠であるといえることができる。

4. のれんの会計処理(第3章)

第3章では、企業結合会計のなかでも論争の絶えなかった、のれんの会計処理に焦点を当てている。

のれんとは、一般に企業から独立して識別できない、企業全体に関わる超過収益力の源泉であるといえることができる。のれんとは、本来的には自己創設のれんを意味しており、買入のれんは自己創設のれんが企業外部者との取引と対価の支払によって裏付けられ、具現化したものである。これまでGAAPでは、一貫して自己創設のれんの計上が認められたことはなく、買入のれんのみが資産として扱われてきた。そして資産計上後の買入のれんは、これを一定期間にわたって規則的に償却する方法が支配的であった。

しかし、基準として採用されてこなかったものの、自己創設のれんを貸借対照表に計上し、資産計上されたのれんを償却するのではなく、毎期、再評価するという方法も理論上は存在した。たとえば高瀬[1933]は、貸借対照表はすべての所有財産を時価で表示すべきという貸借対照表観に基づき、自己創設のれんを含むのれんを資産計上し、これを再評価する処理が適切であると主張していた。ただ、こうした処理は純粋理論的な立場から主張され、のれん会計の1つの理念型として存在したものであった。

これに対してSFAS142号では、こうした理念型に近い非償却減損テスト法が導入された。ただ、FASBはその依拠する利益観から演繹的に非償却減損テスト法を導き出したわけではない。当初はのれんの取得原価を将来の経営活動に適切に配分させるべき、との理由から一定期間で償却することが提案されていただけに、非償却減損テスト法への変更はパーチェス法への一元化の代償としての色彩が強いとみられている。しかもSFAS142号の指示する非償却減損テスト法は、のれんの公正価値の測定上の信頼性の確保が疑わしいことや、自己創設のれんの計上につながることで、減損の認識に裁量が多く残されている等の多くの問題を抱えている。

減損の認識に関しては経営者の裁量が多いだけに、持分プーリング法を認めていた時よりも恣意的な処理がなされる余地が広がったと考えられる。このため、FASBが論拠としてあげた利用者にとっての有用性という点からみて、のれんの非償却減損テスト法には疑問が残るものとなっている。

こうしたことを考えると、のれんの処理方法の変更を伴う会計方法の統一化は、恣意的な選択を排除することで比較可能性を高め利用者にとっての有用性の向上を図るという目的とは、むしろ逆説的な効果もたらされる可能性があるといえる。しかも、利用者による評価との整合性が論拠としてあげられていたものの、そうした理由は実証的裏付けを欠いていた。このため、実際にのれんの会計処理が投資家からどのように評価されているのか、実証的に検証する必要がある。

5. 企業結合をめぐる会計政策(第4章)

第4章では、財務諸表の作成者、すなわち企業経営者の立場から、企業結合の会計方法を選択する論理を検討している。

まず前半でアメリカにおける会計政策を取り上げた。前述のように、パーチェス法への一元化が進められた第1の要因として、持分プーリング法の濫用問題をあげることができる。経営者は、パーチェス法に比べ、算定される利益額が大きくなる持分プーリング法を好むことはよく知られている。しかし、なぜ利益額が大きくなる方が選好されるのかという点は必ずしも明らかでなかった。経営者は、しばしば株価への影響を考慮して追加コストを負担してまで持分プーリング法を選択している。しかし、市場が効率的であることを考えれば、そうした行動は不合理といわざるを得ないからである。ではなぜ持分プーリング法が選好されるのか。

1つの解釈は、契約の視点に基づくものである。すなわち、会計利益がさまざまな契約のベースとして用いられているため、パーチェス法と持分プーリング法の違いは単なる紙の上の違いだけでなく、実際にキャッシュ・フローの変動という経済的帰結をもたらす。このため、たとえば報酬が利益額に連動している経営者は、有利な結果につながるよう、会計利益が大きくなる持分プーリング法を選択するというものである。

いま1つは、経営者が将来の株価への影響を考慮して持分プーリング法を選択しているというものである。すなわち、経営者は少なくとも会計政策の時点では、アナリストや投資家が会計政策の影響を見抜き、これを調整するであろうことを認識している。しかし、経営者は、時間が経過するにしたがい、投資家が過去の会計政策の影響を識別し調整を加えるのは困難になると考えている。このため、将来の長期にわたって利益額が多く算定される持分プーリング法を選択しているという解釈である。

実際、アナリストは企業結合から時間が経過するにしたがって、使用された会計方法の影響を識別しなくなる傾向があることを示唆する研究結果も出ている。経営者が将来の株価に対するネガティブな影響の生じるリスクのより低い選択を行っているという解釈すれば、経営者による持分プーリング法に対する強い選好を合理的に説明することができる。

他方、わが国では合併と買収では状況が異なっている。合併の会計処理は、第2章で示したとおり、商法の下で相当の裁量が残されており、パーチェス法に準じた処理も持分プーリング法に準じた処理も可能となっている。資産・負債の評価、合併差益の処理、資本金の組み入れ基準の組合せだけで、少なくとも6通りの処理ができる。しかし実際には、6通りの処理が行われているわけではなく、基本的には被合併会社の帳簿価額で資産・負債を引き継ぎ、合併の対価たる株式は額面発行するという処理が多い。こうした処理は、税額を最少に抑え、商法にかなった取引を実行するという観点から選択されており、ある意味、合理的であるということができる。その反面、そうした意図で行われている処理は、合併取引の実態を表現するという点からは問題がある。

また、買収に関しては、資本連結時の親会社の子会社に対する投資と子会社の資本を相殺消去する際に生じる投資消去差額の処理と、連結調整勘定として計上された後の処理に一定の特徴がみられた。旧連結財務諸表原則(旧連結原則)では、投資消去差額について容易に分析ができる場合には、これを適当な科目に振替えるものとするとされるのみで、投資消去差額の処理は企業の判断に委ねられていた。このため、旧連結原則の下で原因分析を行って適当な科目に振替えた後、残額を連結調整勘定とする処理を行っていたのは全体の3割ほどであった。そして半数近くが全額を連結調整勘定として処理していた。このようにすべてを連結調整勘定にする企業もあれば、原因分析を行い適切な科目に配分した残額を連結調整勘定としている企業もあり、企業間で計上される連結調整勘定の内容にはバラツキがみられた。

さらに貸借対照表に計上した後の連結調整勘定は、旧連結原則では「毎期均等額以上を償却しなければならぬ」とされるのみで、期間や方法は示されていなかった。このため、実務上は、5年間で均等償却している企業が全体の9割前後を占めていた。また、アメリカの基準やIASに準拠している企業の方が、より長い償却期間を採用する傾向があった。特にアメリカ基準を採用する企業は、連結調整勘定の償却が当期利益に与える影響を考慮して、一定の割合に収まるよう償却期間を調整している可能性が確認されている。

以上で明らかとなった点が、わが国の投資家による評価にどのように影響を与えているかについて第5章、第6章で実証的に検証する。

6. 合併会計情報に対する証券市場の評価(第5章)

第5章では、わが国における合併の会計実務に対する証券市場の評価を取り上げている。

第2章、第4章でみたように、合併は商法の下で事実上経営者の裁量が広く認められ、取引の実態とは無関係に会計処理が選択されるという問題が生じていた。第5章では、こうした問題が財務諸表の主たる利用者である投資家の企業価値評価にどのように影響を与えているか、実証的に検証を行っている。具体的には現行の合併の会計処理に関する次の2つの問題を取り上げている。

1つめは被合併会社の純資産の引き継ぎをめぐる問題である。商法上、被合併会社から引き継ぐ資産の評価は時価以下であればよいから、実務では取引の内容と関係なく基本的に被合併会社の帳簿価額で資産を引き継ぎ、欠損がある場合に一部評価増を行うという会計処理が行われてきた。こうした恣意的な処理は企業価値評価に適切な情報であるか疑わしい。そこで合併の会計処理によって会計数値の株価説明力が低下しているか、①合併を行った企業とそうでないサンプルとの比較、ならびに②合併サンプルの合併会計年度と直前3期間との比較を通じて検証した。

2つめは合併対価の測定をめぐる問題である。合併取引では、取引の対価として被合併会社の株主に交付した株式の評価をいかに行うかが取引の忠実な描写にとって重要である。しかし実務では額面発行されることが多く、対価の公正価値が反映されない状況となっている。このため、投資家は企業価値評価に際して対価の公正価値を反映するよう修正するものと考えられる。そこで株式発行を伴う合併の場合、合併の対価の公正価値が反映されるよう資本金増加額を修正した「時価発行モデル」で株価説明力が改善されるか検証する。

これら2つの課題について分析した結果、次の3点が明らかとなった。まず合併の会計処理が株価説明力の低下をもたらしていることである。合併を行った企業とそうでない企業との比較、合併を行った企業の時系列での比較ともに合併の会計処理による説明力の低下が観察された。

第2にわが国で頻繁に行われている100%出資子会社の合併では、株価説明力が低下していないことである。このことは、証券市場では合併を行った企業のうち、合併の前で経済的実質が変化しないと考えられる100%出資子会社の合併とその他の合併では、異なる評価が与えられていることを示唆している。

第3に「時価発行」モデルで株価説明力が大きく改善されたことから、市場は株式発行を伴う合併については、合併取引の対価の公正価値を反映するよう修正を加えていることが示唆される。これらの結果は、わが国の合併会計の問題が、実際に投資家による企業価値評価に影響を与えていることを裏付けるものであるといえるだろう。

7. のれんの会計処理に対する証券市場の評価(第6章)

第6章では、のれんの会計処理が投資家からどのように評価されているかについて、連結財務諸表上ののれんである連結調整勘定を題材として実証的に分析している。

第2章、第4章でみたように、旧連結原則の下では連結調整勘定の内容は企業によってバラツキがみられ、また連結調整勘定の償却は5年という短期間で行われていた。そこで第6章では、こうした処理が投資家からどのように評価されているのかという点に焦点を当てている。具体的には、①連結調整勘定が資産として評価されているのか、②連結調整勘定の償却は投資家からどのように評価されているのか、という2つの課題を取り上げる。

まず、株価を被説明変数、連結調整勘定、その他資産および負債を説明変数とする回帰式を用いて第1の課題を検証する。次に第2の課題を分析するために株価を被説明変数、当期純利益を説明変数とする回帰式と株価を説明変数、償却前の当期純利益を説明変数とする回帰式を推定し、両者の説明力の比較を行う。さらに連結調整勘定の当期償却額がどのように評価されているかに焦点を当てるために、リターンを被説

明変数、償却前利益と連結調整勘定の当期償却額を説明変数とする回帰式を推定する。以上の検証の結果、次の3点が明らかとなった。

第1にアメリカを中心として行われてきた先行研究と同様に、わが国の証券市場でも連結調整勘定は資産として評価されていることである。

第2に証券市場は連結調整勘定を他の資産項目とは区別していることである。

第3に連結調整勘定の償却額は費用としてみなされておらず、連結調整勘定の償却を行う前の利益の方が、償却費控除後の当期利益よりも株価およびリターンの説明力が若干、高いことである。

これらの分析結果は、ある意味ではFASBがSFAS142号で導入した非償却減損テスト法の採用論拠と整合する。しかし、本章の分析結果はすべて旧連結原則の下におけるデータに基づくものであるため、慎重に解釈を行う必要がある。今後、連結原則改訂後のデータを用いて分析することはもちろん、さまざまな角度から検証を重ねていくことが不可欠である。

8. 結論と課題(第7章)

以上の分析結果は次のようにまとめることができる。

企業結合会計をめぐって世界的に広まりつつあるパーチェス法への一元化とのれんの非償却減損テスト法の導入は、財務諸表利用者にとっての有用性の向上を標榜して進められている。しかし、第2章でG4+1勧告、SFAS141号ならびに同142号を理論的に検討した結果、むしろ逆の効果がもたらされる可能性があることが明らかとなった。現実に行われている企業結合は取得という単一の事象からなるわけではないため、パーチェス法のみでは取引を財務諸表上に忠実に表現できず、また恣意的に取得企業を選択するという新たな裁量が生じる可能性があるからである。基準設定者はそうした問題を認識しつつ、持分プーリング法の濫用の歴史という事実を重くみて取引の識別という二元的アプローチの下での懸案事項を回避することを優先したのである。

また、SFAS142号で採用された非償却減損テスト法には財務諸表作成者の裁量の余地が少なくないという問題がある。さらに投資家がのれんの償却費を無視しているという主張は実証的裏付けを欠いており、実際に投資家による評価と整合しているか明確ではなかった。このため、すべての企業結合にパーチェス法を適用し、のれんを非償却とするアプローチは、その趣旨として示されている利用者にとっての有用性向上という点では、むしろ逆の効果を持つ可能性があると考えられる。

では実際に財務諸表の利用者は、企業結合を単一の事象として会計処理し、のれんは償却すべきでないと考えているのだろうか。基準が発効する前に、こうした問題を直接観察することはできないが、本論文で行った実証結果から若干の示唆を得ることは可能である。そこで、これら2つの問題に本論文の分析結果を関連付けて若干の政策的含意を引き出すとすれば、以下のようなことがいえるであろう。

まず、本論文の実証結果は、投資家はすべての企業結合を一元的にとらえるのではなく、その経済的実質に即して取引を区別していることを示唆している。第5章で取り上げた合併の会計処理と株価との関係に関する実証結果は、合併前後で経済的実質が変化しないと考えられる100%出資子会社の合併とその他の合併とは異なる評価が与えられていることを示唆していた。すなわち、投資家は前者の場合には被合併会社の帳簿価額で資産・負債を引き継ぎ、そうでない場合には合併時点の時価で評価することが適切であるとみなしていると解釈される結果であった。

もちろん、100%出資子会社の合併を企業結合として扱うかという問題はある。しかし、少なくとも投資家は取引を区別した処理を求めていることを間接的に示すものといえることができる。したがって、すべての取引を画一的に扱い、被結合企業の資産・負債を公正価値評価する処理は、財務諸表の主たる利用者である投資家の視点とは整合しない。意思決定有用性という目的に限定するのであれば、むしろ両者を区別する会計基準が必要ということになるだろう。

次にのれんの非償却法が投資家の評価と整合するかという点を検討しよう。本論文では、第6章で連結財務諸表上ののれんである連結調整勘定の償却と株価およびリターンとの関係を分析した。ここでの結果は、わずかに連結調整勘定を償却する前の利益の方が、償却費を控除した当期利益よりも説明力が高いというものであった。このことは、一見、投資家がのれんの償却費を無視して企業価値評価を行っているというFASBの主張を支持するものであるという印象を与える。しかしながら、そうした結論を出すのは早計である。今回、検証対象としたのは、データの入手可能性から現行の連結原則ではなく改訂前の期間に限定されていたことに加え、わが国と比較して実証研究の蓄積がみられるアメリカにおいても、検証結果にバラツキがみられるからである。

第4章でみたとおり、旧連結原則では連結調整勘定の処理が明確となっておらず、事実上5年という短い期間で連結調整勘定が償却されていた。連結調整勘定は「本来、その効果の発現する期間にわたって償却し、投資の実態を適切に反映させる必要がある」が、5年という償却期間には根拠があるわけではない。恐らく5年と言う期間はあまりに短かったと考えられる。したがって、連結調整勘定の償却費を無視しているかのような結果は、過剰な償却を調整するという投資家の行動を反映していると解釈されるからである。

一方、現行の連結原則の下では、連結調整勘定は最長20年間にわたって定額法その他規則的な方法で償却することとされている。最長20年という範囲内である程度、各取引の実態を反映する形で償却処理することができていることも考えられる。そうした償却に対しても、同じように「無視」するかということは現状では実験的に判断することはできない。

したがって、SFAS142号が採用した非償却減損テスト法の投資家による評価との整合性は、現段階では実証的に裏付けられるものではないということになる。もっぱら利用者の見地から非償却減損テスト法を正当化するFASBの主張には若干無理があるというべきだろう。

21世紀に入り経済が大きな転換点を迎えるなか、企業結合による事業再編の動きはますます加速する状況となっている。適切な投資意思決定のための情報を提供するという、企業会計の重要な役割を果たすために、そうした企業行動を適切に伝える会計基準を整備することが求められている。

これまでもわが国の企業結合会計をめぐり、さまざまな問題が指摘されていた。しかし、そうした議論はもっぱら規範的あるいは理論的な領域に集中しており、特に財務諸表の利用者の視点に立った実証的な研究は

ほとんど皆無に等しい状態にあった。

折しも、わが国では企業結合の包括的な会計基準の整備に向けた審議が進められている。会計の果たすべき役割の1つとして、利用者の意思決定に有用な情報の提供を行うことが期待されている以上、基準の整備にあたり利用者の視点を考慮することが不可欠である。実証的会計研究は、そのような現実の財務諸表利用者の「声」を基準設定者に伝えるという意義を有しているといえる。本論文はこうした考えに立ち、財務諸表の主たる利用者である投資家の視点から企業結合をめぐる会計処理に光を当てたものである。

しかし本論文で行った分析は、決して包括的なものではない。企業結合会計をめぐる問題は多岐にわたっており、まず取り組むべきものだけでも以下の課題をあげることができる。

まず、会計政策と将来の株価との関係の検証である。第4章では、経営者が、投資家が将来の期間では過去に行われた会計政策の影響を調整しなくなることを予想して、将来利益をより高く維持することのできる会計方法を選択している可能性を指摘した。本論文では可能性を指摘するにとどまっているため、機会をあらためて企業結合をめぐる会計政策と将来の株価との関係の検証を行いたいと考えている。

また連結調整勘定の処理に関して、現行の連結原則の下におけるデータを用いた追加検証を行うことである。連結調整勘定の処理は連結原則の改訂前後で変わっているため、現行の連結原則の下では異なる結果が得られる可能性がある。また特に証券市場におけるのれんの償却費に対する評価に関しては、アメリカで行われてきた先行研究でも結果にバラツキがみられることもあり、追加検証を行うことが不可欠である。

さらに本論文では、合併企業もしくは連結調整勘定を計上している企業という、大雑把な形でしかサンプルを把握できなかった。今後、個々の取引の実態によりサンプルを細分化した研究を行う必要がある。これらについては将来の課題である。